



消費生活センター かわら版



- 体験型!ネット通販安全講座(1面) ●防犯機能付き電話機等の購入費用を補助します(3面)
- その電話!サギ!?強引!? (2面) ●出前講座を利用しませんか?(4面)
- 断っているのに再勧誘をするのは違反です!(3面)

発行元: 京田辺市消費生活センター 令和6年7月発行

体験型!

ネット通販安全講座

受講料:無料

実際に、自分のスマートフォンを使って学ぼう!

スマートフォンの普及でインターネット取引の機会が増え、悪質商法がますます巧妙に、身近に迫ってきています。具体的な手口や対処法を知ってトラブルにあわないように備えましょう。

講師: 市シルバー人材センターデジタル推進員



1. インターネットをブラウザで閲覧する

- ① ニュースを見る
- ② 広告記事と検索情報を見分ける
- ③ あやしいサイトを見分ける
- ④ 「特定商取引法にもとづく表記」を見る
- ⑤ これは便利! 「スクリーンショット」

2. ニセのメッセージを見破ろう!(SMS)

日時・場所: 右表のとおり
定員: 各回5名
(先着順・2名以上で開講
確定です)

申込方法:
こちらの二次元フォーム
からどうぞ!



	日にち	時間	場所
1	9月13日(金)	14:00~16:00	中央公民館
2	9月20日(金)	14:00~16:00	中部住民センター
3	9月27日(金)	14:00~16:00	北部住民センター
4	10月4日(金)	14:00~16:00	南部まちづくりセンター
5	10月11日(金)	14:00~16:00	中央公民館
6	10月18日(金)	14:00~16:00	中部住民センター
7	10月25日(金)	14:00~16:00	北部住民センター

上記の集合型のほか、出前講座型も用意しています。詳しくは、4面をご覧ください。

ご用心!

その電話!サギ!?強引!?



消費者庁イラスト集より

事例①「医療費を還付する」と嘘の電話にご用心!!!

「国保医療課の者です。医療費の還付金のハガキを送ったが連絡が無かったので電話しました。振込先の銀行名を教えてください、ATMへ行って手続きをしてください」と市役所職員を名乗る人から電話があった。ハガキを探そうと一旦電話を切ったが怪しいと思い本当かどうか確認したい。

<アドバイス>

- ★これは、ATMに誘導し、指示どおりに操作させ、みなさんの口座から相手方にお金を振り込ませる詐欺の電話です。
- ★市の職員が還付金の手続きのためにATMに行くよう連絡したり、口座の暗証番号をお尋ねすることは絶対にありません。
- ★「手続きは今日中」と急かされても慌てないでください。
還付金に心当たりがある場合はいったん電話を切り、自分で市役所の担当課に連絡し、確認してください。
- ★また、警察署、金融庁、金融機関などをかたって取引金融機関名を聞いたりATMに行くよう告げる電話はサギの電話です。話をせず、すぐに電話を切ってください。

事例② 強引な買い取り業者にご用心!!!

「何でも買い取ります。着なくなった着物や使っていない食器はないですか」と電話があり、家に来てもらったら、強引に金のネックレスや指輪など貴金属を安値で買い取られてしまった。

<アドバイス>

- ★最初は「何でも買い取る」と電話がありますが、目的は「貴金属の買い取り」です。
- ★買い取りを希望しない場合は最初の電話できっぱり断りましょう。



消費者庁イラスト集より

事例③ 海産物の勧誘電話にご用心!!!

「以前カニをお申し込みいただいた方に連絡しています」と電話があり、業者はこちらの名前と住所を知っていた。「海産物セットが今回特に安くなっているので代金引換で送ります」と言われ、断り切れず承諾した。家族に話したら、特に安くないしキャンセルした方がいいと言われたが相手方の会社名、連絡先がわからない。

<アドバイス>

- ★購入を希望しない場合は最初の電話できっぱり断りましょう。
- ★相手方の会社名、連絡先、担当者名は記録しておきましょう。

《トラブルを防ぐには》

- ★留守番電話機能を使って相手を確認し、勧誘電話の場合は出ない。
- ★会話の内容を録音する防犯機能付き電話機を活用する。
- ★事例②、③のような電話勧誘を断る際は、事業者名、連絡先等を聞いたうえで「いいりません」「興味ありません」「今後の勧誘はお断りします」などと、はっきりした言葉で伝えましょう。
「結構です」「今忙しいので」など、あいまいな断り方はやめましょう。
- ★電話で勧誘され、契約した場合は要件を満たせばクーリング・オフ(契約解除)ができます。
事例③の場合は送り状を写真に撮るなどしてクーリング・オフの通知先を記録し、商品は受け取り拒否をする方法もあります。

断っているのに 再度電話勧誘、訪問販売するのは法律違反です!



事例① 大手電力会社の関連会社と名乗り「お得な電気料金のプランがあります」と電話があった。毎月の電気料金や家族構成を聞いてくるので怪しいと思い「必要ありません」と断った。その後も何度も電話がある。どうしたらいいか。

事例② 新聞販売店の人が訪ねてきて「1か月無料にする。景品もつけます」と新聞購読を勧められた。「別の新聞をとっていてあと2年残っている」と断って帰ってもらった。数日後、また同じ新聞販売店の人が来て「3か月分無料にする。2年先でもいいので」と勧めてきた。なんとか帰ってもらったが再び訪問されないか不安。

★はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘することは、特定商取引に関する法律で禁止されています。違反すると、行政処分(指示・業務停止命令)の対象になります。

「特定商取引に関する法律」

訪問販売 第3条の2第2項

電話勧誘販売 第17条

「事業者は、契約の締結をしない旨の意思表示をした者に対しその契約について勧誘をしてはならない」という内容が定められています。

★訪問販売の場合

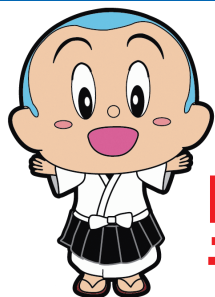
誰かが訪ねてきてもドアを開けず、インターフォン越しに「どちら様ですか?」「ご用件は何ですか?」としっかり確認し、相手がはっきりと答えないときはドアを開けてはいけません。

興味がなければはっきりと「契約しません」「お引き取りください」「今後の訪問はお断りします」と伝えましょう。

消費生活センターでは、被害防止のため「訪問取引お断りシール」を配布しています。ぜひ活用してください。



防犯機能付き電話機等購入補助金



65歳以上の市民の方に
購入費用の2分の1(上限5,000円)を補助します!

**田辺警察署の実施する補助(2,000円)とWでお得!
子ども世帯と同居の方でも対象です。**

「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「アポ電詐欺」など、特殊詐欺被害のほとんどは、自宅の固定電話に直接出たことがきっかけとなっています。

詐欺被害防止には

予算がなくなり次第終了します。

防犯機能付き電話機が有効です!!



※詳しくは、下記までお問合せください。



**京田辺市消費生活センター(☎64-1319)
田辺警察署(☎63-0110)**

● 出前講座を利用しませんか？ ●

ますます巧妙化する悪質商法。被害を最小限に防ぐためには、市民の皆さんに具体的な手口や対処法を知っていただくことが有効です。
地域の皆さんで集まって、パワーアップしませんか？

講師料:無料

京田辺市出前講座

〈メニュー〉

- ① あなたは大丈夫？
悪質商法にご用心！（一般向け）
- ② 高齢者をねらう悪質商法（見守りの方向け）
- ③ インターネットトラブルあれこれ など



- ご参加は10人以上から。
- 区・自治会、老人クラブ等の地域活動で活用してください！



詳細はこちら

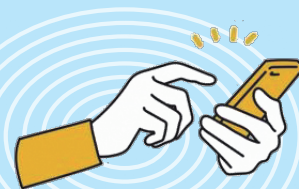
ミニ出前講座

体験型！ ネット通販安全講座

少人数で、実際に自分のスマートフォンを使って学びましょう。

※スマートフォンの操作習得が主目的の講座ではありません。

- 所要時間：平日の1時間30分～2時間程度
- 定員：2～5人まで。
- 会場：市内（個人宅を除く）
例：公民館や区・自治会の会館など。



詳細はこちら

両タイプとも、主催側で会場の用意をしていただければ、講師が出向きます。
興味をお持ちの方は、消費生活センターまで、お気軽にお問い合わせください。



一人で悩まず
早めに相談！

京田辺市消費生活センター

☎0774-63-1240

（相談専用）

【平日】9時～12時・13時～16時

京田辺市役所3階 産業振興課内

（事務専用）0774-64-1319

（FAX） 0774-64-1359

